

令和4年度第2回犯罪被害者等支援検討委員会

1 日時・場所

令和4年7月21日（木）午後2時～5時／京都府公館第5会議室

2 出席者

(1) 委員

黒川委員、曾我部委員、高橋委員、中川委員、平井委員、藤岡委員、藤垣委員、道本委員、吉岡委員

(2) 京都府

京都府府民環境部長、同副部長、安心・安全まちづくり推進課長他

3 傍聴者

2名

4 議事の概要等

(1) 犯罪被害者等支援に特化した条例に盛り込む内容（案）について

被害者の視点に立った条項

- 多くの都道府県が採用している条項を盛り込んだとのことであるが、アンケートにも見られたような犯罪被害者の視点で条項を入れるかどうか検証する必要がある。
- 京都アニメーション事件では、複数の被害者の方が、日常生活を送る上で様々な支障が生じ、困られてセンターへ支援を求めてこられた。また被害者への府のアンケートでも生活支援を求める声が寄せられている。こうしたことから、日常生活支援については、盛り込む必要があると思われ、そこに異論は生じないのではないかと。
- また、刑事司法手続きへの支援、損害賠償請求に関する支援についても盛り込まれていないが、特に、捜査公判過程における配慮は、二次被害を防止する上でも、盛り込むことについて、よく検討すべきである。

早期支援の必要性（「1目的」(3) 関係）

- 目的にある「犯罪被害者の早期回復」を図ることはとても大事なことである。児童虐待でよくいわれるが、深い悲しみは脳に傷を負わせ、その後に影響を与えている。早く関わるということは、時間の経過と共に傷が深くなるのを食い止める、つまり、深手を負わせないということである。

支援の対象者（「2 定義」及び「3 基本理念」関係）

- 同性パートナーの問題だけでなく、外国人の方なども共通の問題であるが、いわゆるマイノリティであるがゆえに、支援の対象から漏れてしまうという問題である。

同性同士の婚姻が認められないのは、札幌地裁では違憲とされたが、大阪地裁では合憲とされた。ただ、これは婚姻に関する争いであって、マイノリティの方が個人の尊厳を尊重されないことと同一ではない。

個人の尊厳は、人権の中でも重要な人格的利益であるため、府全体でコンセンサスが得

られていないからといって、こうした被害者が支援されないことにはならない。

- 様々なマイノリティへの支援について、条例に根拠を置くことに意味がある。例えば、基本理念にある個人の尊厳の規定に「属性に関わりなく云々」など、マイノリティの方にも配慮した条例のつくりにしていくのが望ましいと思う。
- 基本理念にあるように、「人としての尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利が尊重される」ことは、世界共通の課題で、その範疇が広がりつつある今、広く対応できるような表現にすることも考えられる。

府民理解（「5 府民の責務」関係）

- 犯罪が起こるに至った原因など、一つ一つを教訓として府民が自分の事としてとらえることが大切である。

弁護士等による支援（「10 相談、情報の提供等」関係）

- 今年、京都弁護士会と協定を締結し、被害者支援室から京都弁護士会へつなぐホットラインはできている。4月1日以降の実績は1件、被害直後は、目前に起こっていることにどう対処するかでいっぱい。ある程度落ち着いてからでなければ、ご本人等の意思確認は難しい。

支援体制の整備、大規模事案における支援（「9 総合的な支援体制の整備」「16 大規模事案における支援」関係）

- 大規模事案における支援は、京都アニメーション事件が起きた京都府としては盛り込むべきで、とても重要な事項である。
- 大規模事案の場合、他府県の条例との関係はどのようになるのか。府の条例の効力が及ぶ範囲や他府県との連携を明記すべきであり、それによって支援内容は変わってくると思われる。
- 大規模な事案では、被害者が複数で他府県に及ぶことを考えると、本来は国がしっかりとやるべきところだと思うが、当面、地方自治体で何ができるかを考える必要がある。
- 構造的な問題をどうやって打破するのか。実質的制度を構築し、早期から包括的な支援が必要である。
- 大規模事案は、中長期的な支援をどのように進めていくのか考える必要がある。被害者が他府県に住んでおられる場合は、お住まいの都道府県でどのような支援が受けられるかによっても違ってくる。

大規模事案についての経済的な支援として、他府県に住んでいる人に対する被害直後の京都府の見舞金制度があっても良いのではないかと。日常生活支援は地元自治体で受けってもらうなど考えられるのではないかと。

- 支援調整会議では、各機関が他府県の各機関につなぐことを確認できれば、支援もスムーズにできるようになる。
- 京都アニメーション事件の時は、警察、犯罪被害者支援センター、弁護士会では全国的なネットワークがあり、それぞれが被害者遺族等の住む地元機関につなげることはできていたが、その情報が横の組織間で共有できていなかったように思う。そうした点においても、組織をまたがって情報共有できるワンストップ支援会議の役割は大きいと思

う。

インターネット上の誹謗中傷事案に対する支援（「17インターネット上の誹謗中傷事案に対する支援」関係）

- インターネット上の誹謗中傷については、犯罪被害に起因するものを指すのであれば、「2定義（4）二次被害」の部分で記載があるので、改めて、条項として書き出す必要があるのかどうか、また、個人情報保護の観点も考えられることから、この場で検討してはどうか。
- 昨今、インターネット上の誹謗中傷被害が多く認識されている。誹謗中傷も侮辱罪であることを考えれば、本条例の対象ではあるが、インターネットによる被害を地理的にとらえることはできず、他の犯罪と異にするところもあり、地方自治体が、直接支援することは難しいところがある。
- この種事案では、事件として立件された後の支援が中心となると思われるが、起訴されることは稀で、起訴されたとしても軽微な処分となっている。他方、刑事事件として立件されないものは、削除要請や民事上の対応となっている。
- 実際に支援を行うには、専門性が必要であるが、精神的な被害のフォローは、犯罪被害者支援のスキームでも対応可能と考える。
- こうした状況から、刑事事件にならないものも支援の射程に入れる必要があると思うが、当該条例におけるこの条項において、支援の範囲を広げて考えるのか、若しくは群馬県や大阪府のように、別の単行条例により規定することも考えられる。
- 一次被害でも、被害者支援のスキームにのる部分については、利用できるのではないか。
- インターネット上の誹謗中傷被害は、事件報道されるような事案でよく見られるが、一日も早く被害者が困ったことを解決するためにも、規定は盛り込む必要がある。
インターネット被害の場合、弁護士を頼まれることが多い。被害者がまず希望することは、どうすれば一刻も早くネットから削除できるのかということである。府警のサイバー犯罪対策課や民間支援団体との連携を具体的に示すことが必要であり、また、それに係る費用を本人が負担するかどうかという問題もある。
- インターネットの誹謗中傷は、不特定の者からなされるケースが多く、被害者は、相手が特定されないことから思いがこもりがちになるので、少しでも被害者が辛い気持ちを話すことができるところをつくることで、回復の手伝いができるのではないかと思う。回復しようとする被害者の気持ちに応えることが必要である。
- インターネット上の誹謗中傷は、二次被害だけでなく、一次被害の被害者も支援のスキームに含める規定ぶりが必要と考える。
- 府として、インターネット上の誹謗中傷も、犯罪になり得ることを広く府民に意思表示をする意味でも、条例に盛り込むことに賛成である。
- インターネットの被害に対する条項については、他の身体的な被害等と対応のしかたも違うので、今、結論を出さず、具体的な支援のスキームをにらみながら、次回以降引き続き検討することとしたい。

大学との連携

- 京都府は、大学生が多い。大学生が被害にあった場合に、大学にも被害に遭った学生に

適切に対応し、支援するという目を持っていただくことが大事である。

- 大学の学生相談窓口が、どこまで充実しているのかにも左右されるところであろう。しかしながら、大学に、意識をもっていただくためには、働きかけは必要である。これは、大学だけに限ったことではなく、今まで制度や窓口があるのに機能しない、被害者に支援が届いていないのはなぜか、実質に機能するように、各組織に刺激を与える議論にしたい。

京都府に住所を有しない被害者への支援

- 経済的支援に関して言えば、京都で被害に遭った場合、被害発生直後は見舞金などの手当ができるものは京都で、それ以降の中・長期的な支援は地元自治体でというすみ分けはできないだろうか。
- 福島県の条例は、被害者のことをよく理解している。県内に住所を有しない方や県外で県民の方が被害にあった場合でも支援が受けられるように作られている。命を意識した条例になっている。こうした規定を見習う必要がある。
- 京都府の特徴を考えると、観光者や外国人への支援について、書きぶりを検討する必要がある。

損害賠償請求に関する支援

- 損害賠償請求に対する支援が課題である。そこへの配慮を本条例ですることの意味がある。被害者が加害者に対する損害賠償請求を行えるようにしておくことが前提。これを府に手助けしていただいたり、情報提供を行うような条項が必要である。
- 弁護士費用や訴訟に関する費用の援助を制度化している都道府県もある。特に性犯罪は、被害当初から弁護士が必要となってくる。

支援の地域格差

- 早期援助団体に指定されている民間団体は、全国に48団体あり、センター間の連携もできるようになっているが、問題は都道府県や市町村によって、被害者への処遇が異なってくることである。
- 府内の市町村条例に日常生活支援を盛り込んでいるところは、6割程度である。条例制定から10年近く経っており、全ての市町村条例に日常生活支援の規定を盛り込むなど、条例の中身を見直すべきである。
- また、現在、府内全市町村に見舞金があるものの、市町村に住所を有するかどうかで違うところがある。せめて、府内では方向性を合わせてほしい。

人材育成 (120 人材の育成) 関係

- 学校における教育を盛り込んではいかがか。警察では小学校や中学校で非行防止教室を長年実施しており、こうした成果として少年非行が激減している。
- すぐに結果が出るものではないが、子どもの頃からの教育の必要性を感じる。
- 喫緊の人材育成の問題だと思うが、これは被害者支援に限ったことではなく、地域社会においても、社会福祉の現場においても同じことが言えるのではないか。「地域のボランティア」と書いているが、社会が個人化していく中で、ボランティアも人材不足である。

「ボランティアで」といっても“絵に描いた餅”でしかない。これまでどおりでは、ボランティアが確保できないのではないかと。

- 教育委員会は別組織ということもあり、カリキュラムに踏み込むのはかなり難しい。いかに、実効性のあるものとして提案していけるかが課題では。
- 学習指導要領にアクティブラーニングによる教育が盛り込まれている。これをうまく利用すれば、学校でも被害者支援の教育ができるのではないかと。
- アクティブラーニングに関しては、先生がそのプロではなく諸事多忙で、まだまだ、難しい部分もある。しっかりとした体制で実施することが必要ではないだろうか。
- 全国被害者支援ネットワークに加盟しているセンターのボランティアは60歳以上が約60%を占める。いかに次の世代を育てていくかが喫緊の課題である。

性被害に関する教育

- 性犯罪の問題として、被害者がされた行為が性被害であることを理解していないことがある。特に継続的な性犯罪は家庭の中で起こるものが多いため、小さいうちから、何が被害なのかを知ることができることは被害を潜在化させないために大事である。条例に学校での教育は大事であることも規定して、これを提起していくことが必要である。
- 全国48箇所にある被害者支援センター（全国被害者支援ネットワークの加盟団体）が令和3年度に受けた相談数は、4万6千件超。そのうちの60%ほどは性犯罪被害に関するもの。京都犯罪被害者支援センターにおいても、性暴力被害者ワンストップ相談支援センターが受けている相談以外でも同様に多い状況である。
- 啓発は、国、都道府県、市町村が幾重にも同じことに力を入れている。棲み分けをして、効果的に広報啓発を行うことが必要である。
- 子どもは性犯罪被害を「被害」と理解できない側面がある。
- 国・府・市町村で犯罪被害者支援の取組に整合性がとれていないのが問題であり、今の実情に合わせた取組が求められる。

個人情報保護の規定（「21 個人情報の収集及び適切な管理」関係）

- 個人情報保護に関し、本人外収集を認める規定が盛り込まれているが、来年4月に施行される個人情報保護法には本人収集原則の規定はないので、必要な規定かどうか確認すべき。

(2) 犯罪被害者等支援の施策について

- 一覧にあるような数多くの社会的な支援を相談窓口が理解できているのか疑問である。理解できるように手立てを講じるべきと考える。
- 被害者は市町村にいる。宇都宮市では、被害者が訪れれば、関係する部署が被害者のところに集まって支援が受けられるようになっている。
こうした窓口対応が全ての市町村でできるよう、計画的に取り組んでいく必要がある。
- 相談者を中心にした相談体制に関して、社会的弱者の方が窓口にとどり着けない行政の構造的問題について、他の自治体の先進的事例を参考にすることが必要である。